

会 議 録
-------

会議の名称	令和3(2021)年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会
開催日時	令和4(2022)年1月25日(火曜) 15時00分から 16時30分まで
開催場所	WEB会議システムを利用したオンライン開催 (枚方市役所別館4階 第4委員会室)
出席者	会 長：海老原智子委員 副会長：山田裕子委員 委 員：北真収委員、津浦啓子委員、中嶋貴子委員、 余田圭二郎委員
欠席者	なし
案 件 名	1. 会長及び副会長の選任について 3. 事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について 2. その他
提出された資料等の 名称	資料① 枚方市NPO活動応援基金支援審査会委員一覧 (令和4年1月1日現在) 資料② 枚方市NPO活動応援基金補助可能額 (令和3年12月31日現在) 資料③ 枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項(案) 募集要項案2ページ目の具体例 資料④ 申請様式一式 資料⑤ 本補助金に関するアンケートについて 資料⑥ 本補助金に関するアンケート集計結果
決 定 事 項	「一般寄附からの補助金」と「団体希望寄附からの補助金」の 2種類の補助金交付を申請する場合、「団体希望寄附からの補助 金」の交付限度額に加えて、補助対象経費から「団体希望寄附か らの補助金」の額を除いた額の2分の1以内(上限30万円)の 金額を上限として「一般寄附からの補助金」の交付申請を可能と する補助内容に変更する。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	市長公室 市民活動課

## 審 議 内 容

### 1 開 会

#### ○ 事務局

定刻となりましたので、これより令和3年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、昨年11月の委員改選後、初めての開催となりますので、会長・副会長の改選をお願いしたいと思いますが、それまでの間は事務局で進行させていただきます。

それでは案件に入る前に、まず、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、委員6名中、6名の出席を頂いており、委員の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされており、ご意見がございましたら、お願いいたします。

前回に引き続き、今回の審査会も「公開」することによろしいでしょうか。

#### ○ 各委員

異議なし

#### ○ 事務局

審査会について「公開」と決定します。

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされており、

会議録についても「公表」することによろしいでしょうか。

#### ○ 各委員

異議なし

#### ○ 事務局

会議録について「公表」と決定します。本日の審査会における傍聴者は0名です。

続きまして配布資料の確認を行います。

(配布資料の不足確認)

### 2 議 題

#### <案件(1) 会長及び副会長の選任について>

#### ○ 事務局

では「案件(1) 会長及び副会長の選任について」に入ります。

前委員の任期は11月末をもって任期満了となりました。それに伴い、本日までご出席いただいた皆さまに委員就任のご承諾をいただき、令和3年12月1日から令和5年11月末までの期間について、改めて委嘱させていただいたところです。

本審査会は、枚方市附属機関条例に基づき開催するもので、会長・副会長は、本条例第4条第2項の規定により、互選により定めることになっておりますが、選出方法につ

いて、ご意見はありますでしょうか。

各委員

意見なし

事務局

特に、ご意見がなければ、事務局より会長・副会長案を提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

それでは、前期に引き続き会長には海老原委員を、副会長に山田委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

異議なし

事務局

異議なしのお声を頂きましたので、海老原委員に会長を、山田委員に副会長をお願いいたします。

それでは、これより進行を会長にお願いします。

<案件（２）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について>

海老原会長

「案件（２）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」事務局から説明をお願いします。

事務局

（資料②、③、④の内容説明）

令和元年度は、希望する団体を対象に２月上旬に募集要項の説明会を開催しておりますが、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、説明会は開催しない予定としております。

各団体に対する説明や問合せの対応につきましては、補助内容が昨年度から大きく変更されることがない見込みであることや、今年度の登録団体 12 団体のうち、継続またはかつて登録されていた団体が 11 団体と大半であることを踏まえまして、事務局側の電話や窓口で個別に対応できるものと考えています。

「案件（２）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」の説明は以上です。

海老原会長

それでは、ただいま説明いただいた内容につきまして、検討したいと思います。

まず、募集要項案における補助内容を昨年同様の取り扱いとする事務局案について、ご意見があればお願いいたします。

山田副会長

令和元年度において、本補助金の補助内容の変更を実施しており、制度変更から３年目となる本年度では大きな制度変更を実施しないと事務局から説明がありましたが、補助内容について見直すこともできると理解で良いでしょうか。

海老原会長

令和元年度の審査会において決定した内容について、問題がなければ継続すべきところであると考えていますが、その他新たな意見がないか改めて確認をしております。

○ 山田副会長

募集要項案の補助内容について、今年度の寄附状況のような1万円から5万円程度の団体希望寄附を募った法人に対するインセンティブがないと感じました。30万円を超える団体希望寄附の法人に対しては、本補助金の交付上限額が30万円以上となるインセンティブがありますが、30万円以内の法人は、交付上限額は30万円のままとなります。

この場合、団体希望寄附を集めるインセンティブがとても薄れると思われます。

○ 海老原会長

山田委員のご意見について、他にご意見はございませんか。

○ 中嶋委員

改めて募集要項を確認したところ、制度内容が伝わりにくいものであると感じました。また、山田委員のご意見のとおり、現状の制度では、団体希望寄附と一般寄附の合計で補助金の上限額を計算しているため、団体希望寄附を法人が集めるほど、一般寄附から受けることのできる補助対象額が低くなってしまいます。

○ 海老原会長

ありがとうございます。その他ご意見はございませんか。

○ 北委員

本件に関する判断材料になると思いますので、団体希望寄附や指定寄附にかかわる補助内容について、法人側から要望や意見を受けた、またはアンケート調査を実施したことはありますか。

○ 事務局

団体希望寄附に関するアンケート実施したことや意見を受けた実績はありません。

実質的に団体希望寄附を継続し活用していた法人が1法人しかなく、当該法人は毎年30万円を超える額の団体希望寄附を集めていたため、補助制度を見直す際に、当該法人と少額の団体希望寄附を集める法人との差別化を図ろうとした経緯がございます。

ただし、当該法人が今年度解散し、見直し当初とは団体希望寄附に関する状況が変化したところがありますので、検討の余地もあるかと感じております。

○ 北委員

法人からの意見が少ないようであれば、今年度については昨年度の内容を継続し、制度見直しを検証する際に、重点的に検討する場を持つことが良いと考えます。

○ 海老原会長

ありがとうございます。制度の見直し後は、3年間変更した内容を継続した方が良いという意見もございますが、いかがでしょうか。

○ 山田副会長

自治体によって補助金の目的がさまざまである状況において、市民活動の活性化のために本補助事業を実施する自治体もあれば、枚方市では、募集要項案の冒頭に、「枚方市NPO活動応援基金は、社会貢献を目指す市民・法人の皆さんからの寄附金を活用するため創設したもので、公益的な事業を展開するNPO法人の活動を支援します。」と記載されており、本基金は、社会貢献を目指す市民や法人からの寄附を募ることが第一義的であって、そのために基金を設置し、公益的な事業をするNPO法人が本基

金を活用してくださいというような印象を受けます。

その趣旨を鑑みると、やはり寄附された方の意思を尊重するのが非常に重要なことであり、団体寄附を希望された人の意思を尊重するように補助内容を変更するべきでないかと改めて考えました。

○ 海老原会長

特定の1法人のみが多額の団体希望寄附を募っていた過年度の状況と今年度の団体希望寄附状況を比較して考えると、複数の法人が少額の団体希望寄附を集めている今年度の状況が本来の形ではないかと感じます。

寄附希望者が市役所の窓口に来られて、子どもに関連する寄附先はないですかと確認し、団体希望寄附をされていったというお話も聞いておりますし、さまざまな寄附者の思いがあって、今回複数の法人に団体希望寄附が集まっているという状況は、今までにはなかった現象です。

今年度の状況を踏まえ、事例がないため、議論となっていなかった団体希望寄附が少額の場合の補助内容に焦点を当てて考えると、団体希望寄附を募ったことにより、一般寄附から補助される金額が減額となることは、とても理不尽であると感じます。

少額の団体希望寄附を募った法人への補助内容を変更することについては、大幅に制度を変えろという見直しではなく、本来の形に団体希望寄附の寄附状況が戻った機会を踏まえた見直しとして取り扱っても良いかと私は考えておりますが、皆さまはいかがでしょうか。

○ 中嶋委員

本基金にかかる寄附者への案内というのは、枚方市NPO応援基金という基金を枚方市が設置し、直接に市民や市外居住者が寄附をするというものでしょうか。それとも、ふるさと納税などを通じて寄附者へ案内を行っているものでしょうか。

○ 海老原会長

ふるさと納税として寄附を募っています。

○ 中嶋委員

ふるさと納税であれば、枚方市民が寄附を行う場合、返礼品は貰えないけれど、市民税と所得税の控除を受けられるというわけですね。海老原会長のご意見のとおり、団体希望寄附がどういう形での寄附であるかは別にしても、様々な団体を応援したいと考える寄附者が増えたので、団体指定寄附数が増えていると考えられます。

本制度の仕組みとしては、枚方市で活動しているNPO法人を応援したいという寄附者が、寄附と同時に税金の控除も受けられることで、寄附を促進するという点で非常によい効果がでてきている可能性があります。

北委員のご意見のとおり、本制度を大幅に変更するには募集まであまり時間がありませんので、非常に踏み込んだ内容の改正が難しいということであれば、募集要項案に記載している「一般寄附・団体希望寄附の2種類を合計して上限30万円」の注釈を削除するという変更案はいかがでしょうか。

○ 海老原会長

中嶋委員の案を採用する際に問題となる点は、1法人に対して30万円を超える団体希望寄附があった場合、どのような補助内容とするかという点かと思われれます。

○ 事務局

今年度につきましては、30万円を超える団体希望寄附を集めた法人はございません。

海老原会長

今後30万円を超える団体希望寄附を集める法人があった場合、事務局はどのように考えますか。

事務局

1 法人が30万円を超える団体希望寄附を集めた場合に、一般希望寄附からも補助を行うと、今から活動を頑張ろうという小規模な法人に対して、一般寄附から補助が難しくなる可能性があるという問題点があったため、現在の補助内容となっております。

しかし、今年度は30万円を超える団体希望寄附を集めた法人がないので、団体希望寄附を集めていない法人と比較して、努力して団体希望寄附を集めた法人に対し、インセンティブを与えるといった考え方も可能であると感じます。

中嶋委員

現在の補助内容については、事業や活動が小規模である法人に配慮している内容というのでしょうか。現在の補助内容の規定になった経緯を確認できますか。

海老原会長

団体希望寄附を集めていない、または集めた団体希望寄附が少額であるけれども、非常に事業としては優れているので補助したい法人がある一方で、団体希望寄附をたくさん集めておられるけれども、他の法人に補助を回した方が良いと感じる公益性などの乏しい事業の申請を行う法人があるような場合、形式的に審査を行うと、団体希望寄附をたくさん集めた法人にほとんど補助がいつてしまうという形も考えられることを想定し、過年度の状況としては、30万円を大幅に超える団体希望寄附を集める法人のみ団体希望寄附を募っていたため、現在の補助内容の規定となった経緯があります。

山田副会長

先ほど発言したように、そもそもこの基金は、寄附の醸成というものが第一義にあり、寄附をたくさん集めましょうという考えがあったと思われま。

その点を勘案すると、ふるさと納税を活用しているということになりますので、税制優遇の効果をもって寄附者が増え、その寄附者に市民公益活動を応援しようという意思を持っていただくということが本基金の目的であったのではないかと考えます。

そのため、団体希望寄附を集めた法人が、集めていない法人と比較して、補助金を多くもらうことは不公平に見えるという考えについて、違和感があります。

不公平と感じるのではなく、努力した法人に対してはインセンティブを与え、その他の法人に対しては、団体希望寄附を努力して集めるように促すことが大切でないと感じます。

海老原会長

今までに発言されたご意見のうち、変更案に関するものをまとめると、募集要項案における「4 補助内容」の具体例「③の例」という記載を全くなくしてしまうというものになるかと思いますが、事務局ではどのように考えていますか。

事務局

一般寄附からの補助金上限額は30万円、一般寄附とは別に団体希望寄附も5万円補助できるというような帯グラフの図を新たな「③の例」として追加する必要があります。

海老原会長

変更案を採用すると、「②の例」の記載はどのようになりますか。

○ 事務局

「②の例」の場合、団体希望寄附が40万円となり、法人の自己資金20万円のうち、半分の10万円が一般寄附の補助対象経費に当たるため、合計50万円が補助上限額となります。

補助対象経費から団体希望寄附で補助金をお渡しできる上限額をまずは除いて、残りの法人の自己資金のうち、2分の1かつ30万円限度で一般寄附も申請できるという形に変わります。

○ 海老原会長

事務局との議論を整理いたします。現在議論されている変更案を採用する場合、補助内容の具体例の棒グラフの例でいくと、「①の例」はそのまま、「②の例」は、団体希望寄附が40万円集まっている法人の補助可能限度としては、団体希望寄附からの補助40万円と法人の自己資金20万円のうちの2分の1かつ30万円が上限となるため、一般寄附からの補助限度額が10万円となり、合計で50万円の補助が可能とする変更になります。

「③の例」は、団体希望寄附からの補助20万円と残りの法人の自己資金の40万円のうちの2分の1未満かつ30万円を限度とするということなので、プラス20万円が一般寄附の補助限度額となり、全体としては40万円が補助限度額になるという案に修正されます。ご意見はありますか。

○ 中嶋委員

海老原会長の案で問題ないと思われます。

事務局へ団体希望寄附の取り扱いについて確認します。通常の寄附行為に当てはめて考えると、団体を指定した段階で用途を指定して寄附を行ったことになり、基金に入金された時点で、用途が拘束されているものである扱いとなります。用途が拘束されているお金について、改めて市が補助金として交付することに違和感があります。

団体希望寄附は、枚方市を介して用途指定寄附として直接法人に寄附されるものでしょうか。その場合、市からの補助金として取り扱っている募集要項案の記載内容は、修正する必要があると思われます。

○ 事務局

本市のふるさと納税制度として、寄附を行う際に、まず寄附の目的を選択することができます。その際に指定できるものとしては、「NPOの活動のために」や「市の財政のために」といった大きな用途のみとなります。

「NPOの活動のために」と選択した寄附者につきましては、希望の法人を指定できますが、「選択された法人に対して、必ず補助されるわけではない」というような但し書を提示して、寄附をいただいております。指定した法人が解散した、または補助金交付申請を行う事業が公益性の乏しいものである場合等は、指定外の法人に対する一般寄附からの補助金として使用する可能性もあることを寄附募集の際には、寄附者へ伝えさせていただいております。

そのため、本基金への寄附の用途については、「NPOの活動のために」という部分までが指定されているものとしています。

○ 中嶋委員

事務局の説明について、ふるさと納税ポータルサイトでも確認できました。特定の法人に対する用途指定寄附ではないということですね。

○ 海老原会長

募集要項案の「4 補助内容」（募集要項2ページ）の具体例について、補助内容の具体例と記載されていますが、あくまでも補助限度額を示しているのではないのでしょうか。交付申請を行った場合、必ず補助内容の金額全てが交付決定されるのではなく、具体例の金額を上限として、審査を行い交付金額が決定される制度ですね。

申請者に誤解を与えてはいけないので、「補助限度額」と修正しても良いのではないのでしょうか。

○ 山田副会長

「補助限度額」の修正に賛成いたします。行政が「補助金」として補助を行う場合、対象事業経費の全額を補助することができないのか、それとも全額補助することも可能であるのか、事務局へ質問いたします。

○ 事務局

本市における補助制度といたしましては、補助事業を行う施策内容や考え方により、対象事業に対して全額補助を行う場合や上限額・上限割合を設けた上で補助を行う場合など様々なパターンがありますので、一律に決まっているものではございません。

ただ、補助金の考え方としては、あくまでも法人が実施する事業に対して、本市が金銭的な支援を行うという視点から、当該事業については本市として積極的にバックアップする必要があるため、全額補助を行う考え方もあるかと思われまます。

○ 海老原会長

一般寄附からの補助上限が対象事業経費の2分の1以内と決定される前は、全額補助を行っていた前例もあります。

○ 山田副会長

確かに過去全額補助を行った実績があると記憶しています。制度の見直しに伴い補助上限が決定された中で、私は少し気がかりな点を持っています。寄附者の意向がどのように反映されるのか考えたときに、例えば5万円ほど団体に寄附していただいて、当該団体の事業は公益性があり、補助対象事業にふさわしいと審査会で認められたときには、5万円全額補助を行うということは問題ないのではないかと感じます。

今年度は大きな制度見直しを行わないのであれば、来年度以降にその辺も議論していただければと思います。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

それでは、皆さまのご意見をまとめると、「一般寄附からの補助金」と「団体希望寄附からの補助金」の2種類の補助金交付を申請する場合、「団体希望寄附からの補助金」の交付限度額に加えて、補助対象経費から「団体希望寄附からの補助金」の額を除いた額の2分の1以内（上限30万円）の金額を上限として「一般寄附からの補助金」の交付申請を可能とする補助内容に変更してはどうかというご意見をいただきました。本意見について、補助制度の抜本的な変更ではなく、補助内容の見直しという部分で、採用するかどうか、決を採りたいと思います。

見直しすべきだという方、挙手をお願いします。

○ 各委員

(賛成) 海老原会長、山田委員、津浦委員、北委員、中嶋委員

(反対) 余田委員

○ 海老原会長

それでは、多数決として、募集要項案の見直しをすることが決まりました。変更案は、現在審議していた内容を採用したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

余田委員、何か御意見ございますか。

○ 余田委員

本件に関しては、検証が不足しているという印象があり、何を根拠として変更するかという点について、少し主観的な部分が多かったかなと考えました。実際に寄附された方へのヒアリングを実施し、どのような要望であったかということを根拠に、内容を協議し、補助内容を決定しても良いのではないかと感じたため、反対とさせていただきます。

○ 海老原会長

ありがとうございます。余田委員や北委員のご意見を踏まえて、来年度は少し大きな制度見直しについて検討が必要と思われるので、そのときはまたご意見をよろしくお願いいたします。

○ 北委員

来年度について、抜本的・根本的に制度を見直すのであれば、時間的な余裕をもらいたいと感じます。2月1日から募集を開始する場合、今回のように1月25日頃の直前に議論することは難しいと思います。

○ 海老原会長

わかりました。来年度の検証にあたっては、本審査会の開催時期を早める必要があるということですね。事務局はいかがでしょう。

○ 事務局

ご意見ありがとうございます。過去に制度見直しを行った際は、12月頃に審議会を開催し、ご意見をいただいた上で、今年度と同様の1月頃に募集要項案のご審議をいただくという段階を踏ませていただいております。

来年度も同じような形で事前に大きな見直しの方向性を12月に一度ご議論いただいた後に、1月頃に募集要項案のご審議という流れで開催できればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 北委員

軽微な修正となりますが、資料③募集要項案2ページ目の具体例の帯グラフについて、「①の例」の上段の収益の帯は、「団体の自己資金」と記載されており、それ以外の部分では「法人の自己資金」と記載されているので、全ての記載を「法人の自己資金」に統一されてはいかがでしょう。

○ 海老原会長

事務局にて修正をよろしくお願いいたします。

それでは、補助内容に関する修正以外のところで、募集要項案やその内容について、何かご意見やご質問はございますか。

○ 山田副会長

募集要項案 5 ページに記載している事業実施報告会について、実際に開催したことはありますか。

事務局

令和 2 年度から開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施できない状況が続いています。報告会開催の代替案といたしまして、補助金を交付した法人から提出された補助事業の実施報告書の内容をまとめ、補助事業の写真を掲載し、レポートを作成いたしました。レポートにつきましては、市ホームページに掲載するとともに、枚方市内にのみ主たる事務所を置き、本補助金の対象となる NPO 法人に配布しております。

過去に委員の皆さまからも事業実施報告会を開催した方が良いというご意見をいただいておりますので、今年度の募集要項案につきましては、実施する方針としております。

山田副会長

令和 5 年 6 月頃に事業実施報告会の開催をご検討されているということですか。

事務局

はい。

山田副会長

事業実施報告会について、コーディネーターやコメンテーター等が参加して実施する場合もありますが、開催方法は検討されていますか。

事務局

開催方法については未定となっております。

山田副会長

ただ法人の発表のみを行う事業実施報告会ではなく、少し開催方法を工夫していただければと思います。ご検討をよろしくお願いします。

海老原会長

ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

余田委員

募集要項案の 6 ページの「8 補助金の交付決定のあった事業の実施について」のうち、⑥に記載されている、事業の大幅な変更や中止せざるを得ない状況があった場合というものは、今年度も起こり得るものでしょうか。

その場合、「補助金の全額またはその一部を返還していただくことがあります。」と記載されていますが、具体的な決まり事がありますか。

「補助金の全額またはその一部を返還していただくことがあります。」と文言のみであるのか、どういった状況であれば何割返還が必要、事業実施後であれば返還する必要はない等、今年度も起こり得るのであれば、具体的なルールの提示が必要と思います。

海老原会長

過去の補助金返還例があるかと思しますので、事務局から報告をお願いいたします。

事務局

本補助金につきましては、概算払いと精算払いを法人側で選択できる制度となっております。概算払いを選択し、補助事業の決定時に事務局が確認した事業計画の内容に沿って、補助金が交付され、事業終了後法人から事業報告が行われたときに、当初と全

く異なる事業を実施していた、本補助制度の目的に沿った事業ではなかったと認められた場合に、返金を求めることがあります。

ただし、実施年度の途中において、新型コロナウイルスの感染拡大など社会情勢の変化を理由とした変更せざるを得ない状況に陥った場合につきましては、事業内容の変更届を事務局へ提出していただきまして、本補助金の目的や当初の事業目的、補助決定の審査会において審査いただいた方針に沿っていると判断できるようなものであれば、事業内容の変更を認めており、その変更内容について補助金を交付しています。

基本的には、事務局に無断で当初と異なる事業を行った場合が返金の対象になります。返金対象とするかどうかについては、都度審査するものです。

海老原会長

余田委員、いかがでしょうか。

余田委員

制度内容は理解いたしました。

事務局が説明した内容は、募集要項案に記載されていますか。

事務局

募集要項案に記載はしておらず、補助事業確定後、補助決定通知を対象法人へ送付する際に当該内容を通知しております。その際は、事業内容を変更する場合は、変更届を必ず提出してくださいとお願いしております。

余田委員

分かりました、ありがとうございます。

海老原会長

ほかには何かございますでしょうか。

各委員

意見なし

海老原会長

募集要項案について、2ページの補助内容の記載について「4. 補助内容」の③を削除し、「4. 補助内容」の具体例を、「補助限度内容」の具体例と変更し、②及び③の例を変更するということよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

海老原会長

それでは、「案件（2）事業補助方針及び補助事業募集要項の検討について」は以上とさせていただきます。

<案件（3）その他>

海老原会長

では、「案件（3）その他」に入ります。事務局から何かございますでしょうか。

事務局

「案件（3）その他」といたしまして、NPO活動応援基金補助事業補助金に関するアンケートについて少し説明させていただきます。

令和3年6月及び11月に実施いたしました本補助金制度に関するアンケートの結果を

御報告させていただきます。

(資料説明)

このアンケートの結果及び包括外部監査での意見の実施につきましては、本補助金制度の見直しを行う際には参考として活用していきたいと考えております。

アンケートの結果につきましての説明は以上です。

海老原会長

ありがとうございました。事務局から報告がございましたが、何かご意見がありましたら、お願いいたします。

山田副会長

本アンケート結果について、即座に対応が可能な点があるかと思われます。事務局はいかがでしょうか。

事務局

団体登録を行った法人に対し、団体希望寄附の活用を促す取り組みを行うことについては、対応が可能であると考えております。今年度は、法人側で団体希望寄附を募っていただく10月、11月のタイミングで、法人が支援者へ寄附を勧めることのできるパンフレットを事務局が作成し、本補助金登録団体へ10枚ずつ配布いたしました。裏面には具体的な説明を書いてありまして、ふるさと納税ポータルサイトにアクセスできるURLやQRコードを載せているものを作成し、対応を行いました。来年以降も継続すれば、少しは伸びるかもしれないと考えております。

山田副会長

ありがとうございます。アンケートを読ませていただいて、すぐに対応できると考えた点については、すでに対応をいただいていますね。

海老原会長

申請書類の作成が難しいというご意見も多々あります。なかなかこれ以上簡単にするのは、どうするべきかとも感じますが、この点については、来年度以降の検討事項のかなと思いました。

他にご意見やご質問はありますか。

中嶋委員

本補助金を交付された法人へのアンケートは、過去実施されていなかったのですか。

事務局

アンケート調査は実施しておりませんが、事業報告書などを事務局へ提出していただき、内容を検査する中で、法人の状況や団体希望寄附を集めにくいといった声をヒアリングしていました。

中嶋委員

アンケートの回答にあたっては、補助事業の申請を継続的に実施する法人が多いため、記名方式では悪い内容の回答は書くことができないかとも思います。市民と一緒に本制度を作っていくという意味で、アンケートなど市民からの何か意見を集約したのがあると、制度を分かりやすい形に、市民の方が使いやすい形にどのように運用するかを検討する際に参考になると思いますので、よろしくご意見を伺います。

海老原会長

非常に良いご提案かと思われます。また、今回の補助対象となる法人に対しては、何か感想を承れるような用紙を添えていただければと思います。他にご意見ありますか。

各委員

意見なし

海老原会長

それでは、事務局から他に報告はありますか。

事務局

次回審査会の日程でございますが、事前に調整させていただきましたとおり、3月27日（日）の午後1時開始を予定しています。正式な依頼につきましては、後日文書を送付する予定です。所要時間は、申請団体数にもよりますが、昨年度同様に午後8時頃までかかる場合も考えられます。

年度末のお忙しい時期ですが、ご協力をよろしくお願いいたします。

海老原会長

それでは、これもちまして、令和3年度第2回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。